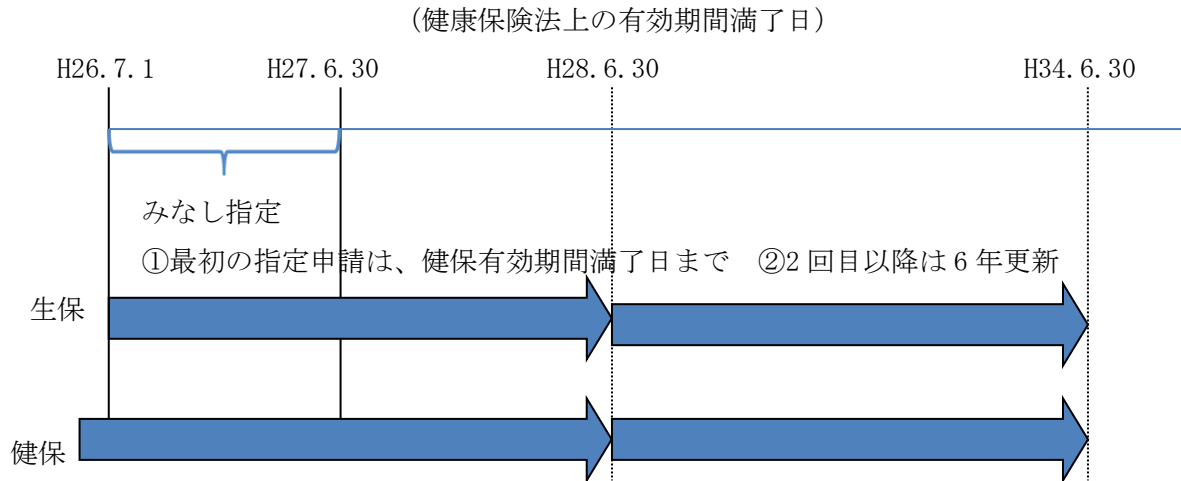


平成 26 年 6 月 30 日までに旧生活保護法による指定医療機関の指定を受けている場合

(例 1) 健康保険上の保健医療機関・保険薬局の有効期間満了日が、みなし指定期間終了後に到来する場合

例) 健康保険法上の有効期間が、H22. 7. 1～H28. 6. 30 の場合



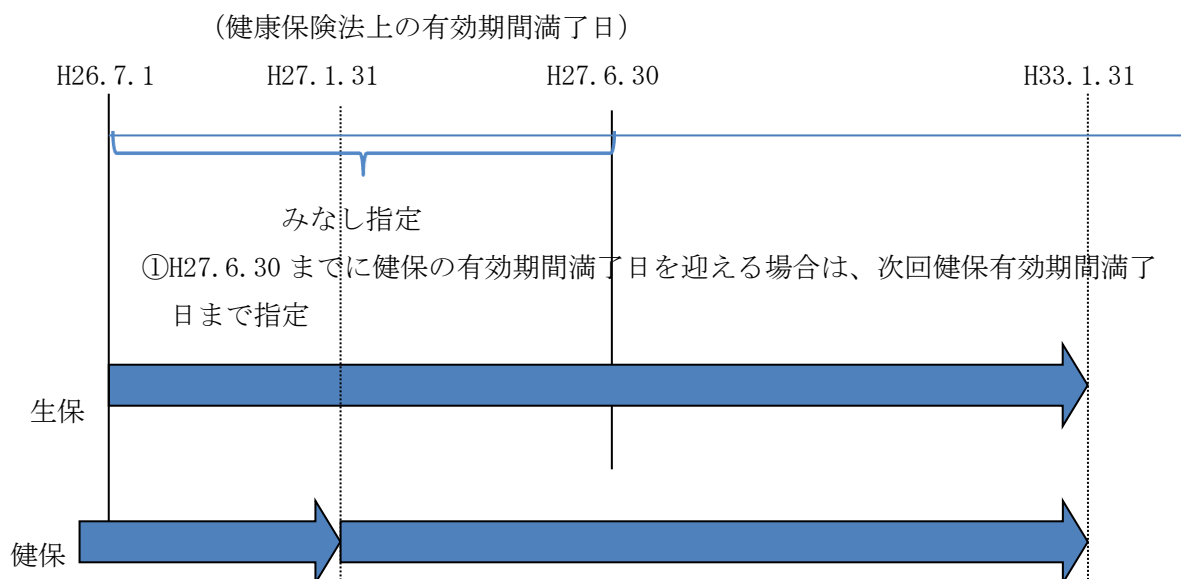
①H26. 7. 1～H27. 6. 30 の間に、指定申請を行う。

初回申請時は、有効期間が H26. 7. 1～健保有効期間満了日までとなる。

②初回の更新申請は H28. 6. 30 までに行う。以降 6 年ごとに更新手続きを行う。

(例 2) 健康保険上の保健医療機関・保険薬局の有効期間満了日が、みなし指定期間中に到来する場合

例) 健康保険法上の有効期間が、H21. 2. 1～H27. 1. 31 の場合



①H26. 7. 1～H27. 6. 30 の間に、指定申請を行う。

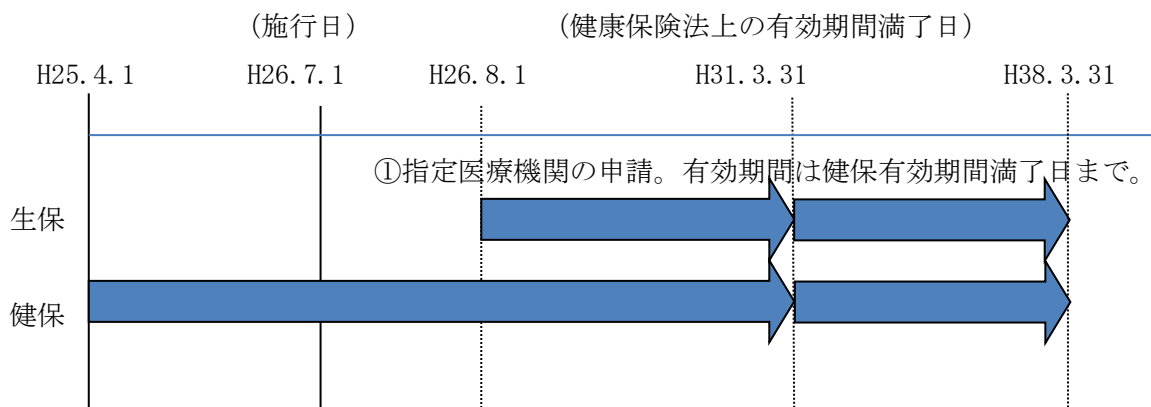
健保有効期間満了日がみなし指定期間中に到来するため、有効期間は次回の健保有効期間満了日までとなる。

②初回の更新申請は H33. 1. 31 までに行う。以降 6 年ごとに更新手続きを行う。

新規に生活保護法指定医療機関の指定申請を行う場合

(例 1) H26. 6. 30 までに病院を開業していたが生保指定は受けておらず H26. 8. 1 に新規で申請を行う場合

例) 健康保険法上の有効期間が、H25. 4. 1～H31. 3. 31 の場合

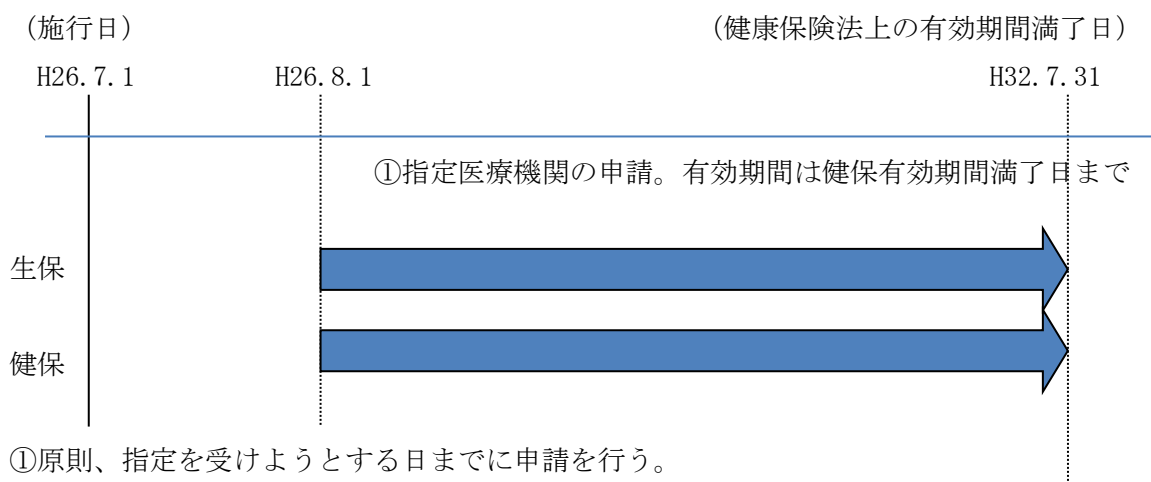


①指定申請を行う。有効期間は、指定日～健康保険法上の有効期間満了日となる。

②初回の更新申請は H31. 3. 31 までに行う。以降 6 年ごとに更新手続きを行う。

(例 2) H26. 7. 1 以降に病院を開業するなど、新規で申請を行う場合

例) 健康保険法上の有効期間が、H26. 8. 1～H32. 7. 31 の場合



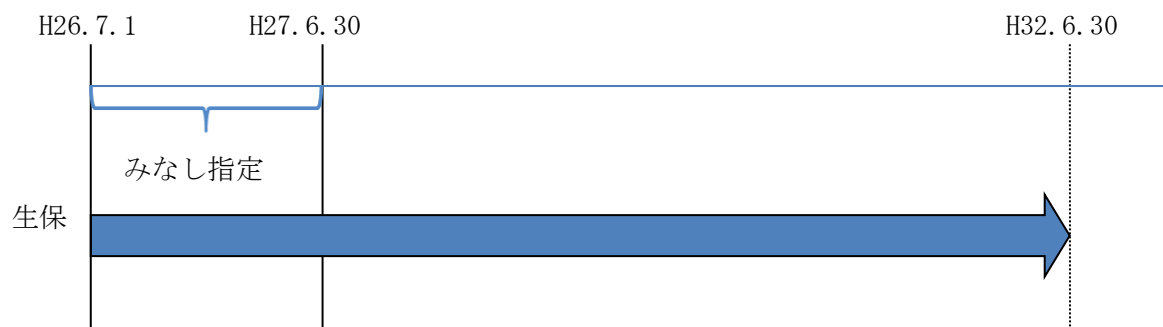
①原則、指定を受けようとする日までに申請を行う。

有効期間は、指定日～健康保険法上の有効期間満了日となる。

②初回の更新申請は H32. 7. 31 までに行う。以降 6 年ごとに更新手続きを行う。

平成 26 年 6 月 30 日までに旧生活保護法による指定訪問看護事業所の指定を受けている場合

(例 1) 健康保険法による訪問看護事業者の指定を受けている場合

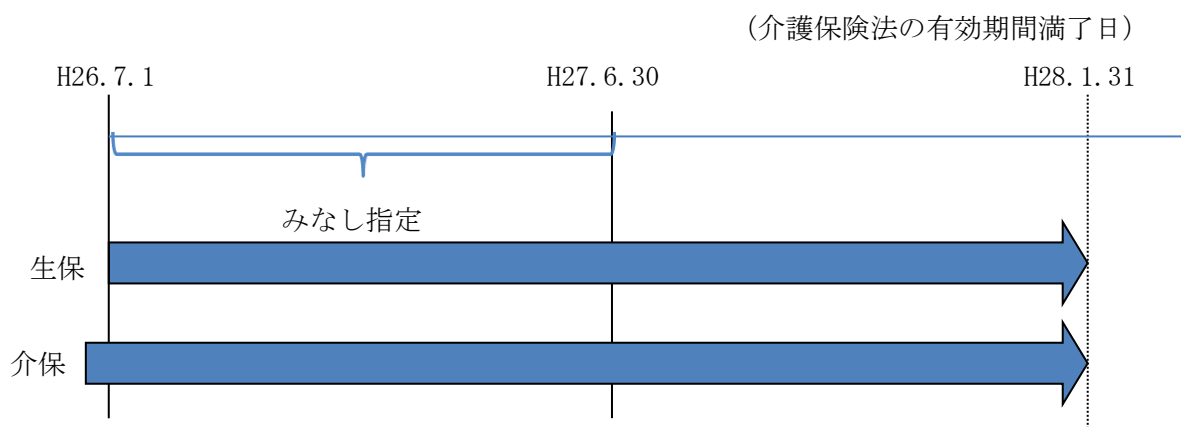


- ・ H26. 7. 1～H27. 6. 30 の間に、指定申請を行う。有効期間は、H26. 7. 1～H32. 6. 30 となる。以後、6 年ごとに更新となる。

(例 2) 上記以外の（介護保険法及び健康保険法による）訪問看護事業者の指定を受けている場合

(a) 介護保険法の有効期間満了日が、みなし指定期間終了後に到来する場合

例) 有効期間が H28. 1. 31 までの場合

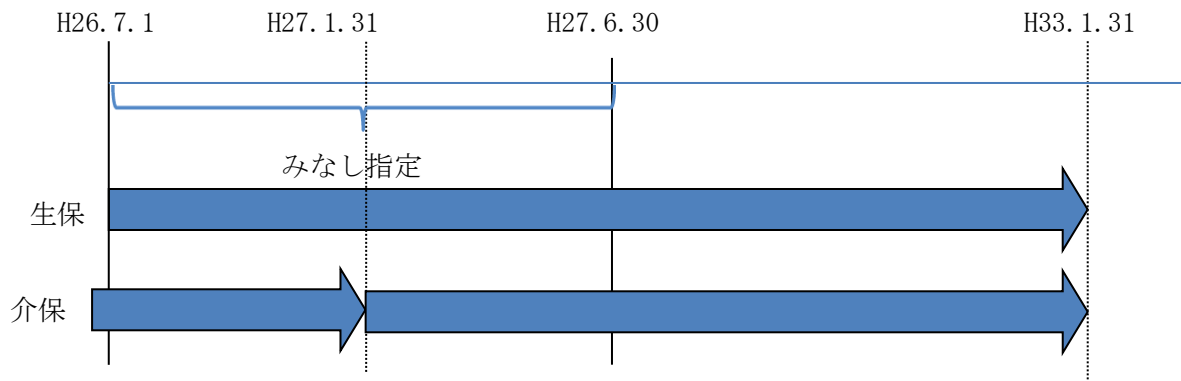


- ・ H26. 7. 1～H27. 6. 30 の間に、指定申請を行う。
- ・ 有効期間は、介護保険法指定有効期間満了日までとする。以後 6 年ごとに更新となる。

(b) 介護保険法の有効期間満了日が、みなし指定期間中に到来する場合

例) 有効期間が H27. 1. 31 までの場合

(介護保険法の有効期間満了日)



- H26. 7. 1～H27. 6. 30 の間に、指定申請を行う。
- 有効期間は、介護保険法指定有効期間満了日から 6 年後までとする。以後 6 年ごとに更新となる。